

第 7 2 回文化審議会国語分科会・議事録

令和元年 11 月 8 日（金）

10 時 00 分 ～ 11 時 30 分

旧文部省庁舎 6 階・第 2 講堂

〔出席者〕

（委員）沖森分科会長，石井副分科会長，石黒，井上，入部，大木，金田，川瀬，
塩田，鈴木，滝浦，東松，戸田，中江，野田，浜田，松岡，村上，村田，
森山，善本各委員（計 21 名）

（文部科学省・文化庁）今里文化庁次長，高橋国語課長，木村文化戦略官，
饗場国語課長補佐，北中専門官，津田日本語教育専門官，田中専門官，
鈴木国語調査官，武田国語調査官，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第 71 回）議事録（案）
- 2 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について
- 3 日本語教育能力の判定に関する報告（案）
- 4 日本語教師の資格の仕組みイメージ（案）
- 5 「公用文作成の要領」の見直しに関する国語課題小委員会の検討状況（案）
- 6 常用漢字表に関する検討状況（案）
- 7 文化審議会国語分科会の今後の開催予定（案）

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿
- 2 令和 2 年度概算要求参考資料（令和元年 11 月）
- 3 日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方
－第 18 期日本語教育小委員会における審議経過の概要－
- 4 教育実習について
- 5 「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）
- 6 平成 30 年度「国語に関する世論調査」の結果の概要
- 7 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について

〔参考配布資料〕

- 1 平成 30 年度「国語に関する世論調査」
- 2 平成 30 年度「国内の日本語教育の概要」（国語課題小委員会委員のみ）
- 3 令和元年度危機的な状況にある言語・方言サミット（奄美大会）・奄美大島のチ
ラシ
- 4 「国語研 ことばの波止場 Vol. 6」

〔机上配布資料〕

- 国語関係告示・訓令集
- 国語関係答申・建議集
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について
- 改定常用漢字表
- 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）
- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について
- 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版
- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理についてリーフレット

○ 平成 30 年度国内の日本語教育の概要

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 事務局から事務局の異動について紹介があった。
- 3 石井副分科会長から、配布資料 2, 3, 4 及び参考資料 3 を用いて、日本語教育小委員会における審議状況について説明があり、意見交換が行われた。
- 4 沖森分科会長から、配布資料 5, 6 及び参考資料 5 を用いて、国語課題小委員会における審議状況について説明があり、意見交換が行われた。
- 5 事務局から、参考資料 7 を用いて、公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する状況について説明が行われた。
- 6 事務局から、配布資料 7 を用いて、今後の審議スケジュールについて説明があり、次回の国語分科会について、令和 2 年 3 月 10 日（火）午後 1 時から旧文部省庁舎 6 階第 2 講堂で開催することが確認された。
- 7 各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

○沖森分科会長

ただ今から第 72 回文化審議会国語分科会を開会いたします。

○北中専門官

事務局に異動がございましたので、御報告申し上げます。本年 7 月 9 日付けで、国語課担当の文化庁次長に今里譲、文化庁審議官に森孝之、7 月 10 日付けで文化戦略官に木村直樹、7 月 1 日付けで私、国語課専門官に北中摩耶が就任しております。

○沖森分科会長

本日は今期中間時点の国語分科会ですので、国語課題小委員会、日本語教育小委員会それぞれの審議状況について経過報告をしていただき、その後、意見交換をいたしたいと考えております。

それでは、議事次第に従いまして、日本語教育小委員会の審議状況について、同小委員会の主査である石井副分科会長から説明をお願いします。

○石井副分科会長

今期の日本語教育小委員会の審議状況です。日本語教育小委員会では、平成 25 年 2 月の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で整理されました 11 の論点のうち、今期は「論点 3 日本語教育の標準と日本語能力評価の判定基準について」と、前期に引き続きまして「論点 5 日本語教育の資格について」の意見交換を行っております。

日本語教育の標準については、現在ワーキンググループにおいて検討を行っているところであり、本年度末の国語分科会にて報告させていただくこととしております。本日は「論点 5 日本語教育の資格について」の審議状況を御報告させていただきます。

現在は日本語教師に関する資格はありませんが、「外国人材の受入れ、共生のための総合的対策」をはじめ、成長戦略や規制改革実施計画などの政府の方針にも日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図るといったことが書かれております。そこで、資格に関する検討が求めら

れているところです。

日本語教師の資格に関する検討は、前期国語分科会から行っており、参考資料3を御覧いただきますと、「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方―第18期日本語教育小委員会における審議経過の概要―」として、これまでの議論の経緯や日本語教師の資格に関する閣議決定等の抜粋を添付しております。この基本的な考え方を踏まえ、今期は日本語教育小委員会の下に日本語教育能力の判定に関するワーキンググループを設置し、更なる検討を行っております。

配布資料2を御覧ください。11の検討事項について6月から毎月1回のペースで4回ほど検討を行い、日本語教育小委員会ではこれまで3回の審議を重ねたところです。本日の国語分科会での審議の後には意見募集を実施し、広く国民の声を聞いて、その上で日本語教育小委員会における更なる審議を経て本年度末の国語分科会で取りまとめるという予定です。

それでは、配布資料3を御覧ください。「日本語教育能力の判定に関する報告（案）」です。まず1番目の資格制度創設の目的ですが、（1）に現在の日本語教師の資格や養成に関する課題を挙げております。現在、日本語教師の資格というものはありませんが、法務省が告示する日本語教育機関で教える教師の要件というものがあります。ただ、日本語教師の資質・能力を正面から担保する仕組みとしては十分とは言えません。

参考資料3の9ページですが、そこに現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件というものを示しています。大学の日本語教師養成課程を修了した者、文化庁への届出が受理された民間の日本語教師養成研修を修了し学士の学位を有する者、日本語教育能力検定試験に合格した者、その他となっております。

配布資料3の課題の二つ目に挙げておりますが、これらの養成研修の教育内容及び質が均質ではなく、養成された日本語教師の資格・能力にばらつきがあるということが現状です。そのために、日本語教育を必要とする学校をはじめとする教育機関あるいは企業、事業者、地方公共団体等が、専門性を要する日本語教師の確保に苦労しております。また、ボランティアによる日本語学習支援が行われておりますが、外国人増加あるいは多様化に対して、人員の数や専門性の観点からもボランティアだけでは限界という指摘もございます。

このような課題に対して資格制度を創設する目的を次に挙げております。まず「（2）日本語教師の質の確保」です。日本が外国人材の受入れを表明する上で、日本語教師の質を高め、日本語教育の質の向上を図ることは、日本での生活の基盤構築につながるものであり、外国人やその家族にとって大きな安心材料となります。また、専門家としての日本語教師の資質・能力が証明されることによって、多様な機関、団体が日本語教師を雇用する際の判断基準が明確になり、質の高い日本語教育の普及につながるということがございます。海外におきましても、日本語教師の質の担保は日本語のプレゼンス向上に資すると考えられます。また、地域における日本語学習の場におきましても、専門家としての日本語教師の活躍により、「生活者としての外国人」の日本語学習環境の整備に大きく資するものと考えております。

次に「（3）日本語教師の量の確保」です。日本語教師の質と併せまして量の確保も重要な資格創設の目的です。一つは、日本語教師としての専門性を身に付けても日本語教師として活躍していない方が相当数存在しているということが現状あります。公的な資格創設により専門職としての社会的な地位を明確に示すこと、それにより潜在する日本語教育人材の掘り起こしにもつながりたいとも考えております。また今後、政府の働き方改革などにより、女性あるいはシニア層の活躍、副業・兼業の普及ということが進むことで、新たな職業分野として日本語教師への注目が高まるということも考えられ、学習者が多様化する中で多様な職業分野の専門性や豊富な経験を有する人材の新たな活躍の場としても期待されます。

次に「（４）日本語教育が必要な分野・層の拡大による日本語教師の多様性の確保」です。特に、技能実習や特定技能を含む就労者や留学生あるいは定住者などの就労希望者に対する日本語教師が不足しております。日本語教師はその専門性に加えて様々な経験を生かし多様な人材が活躍できる職業としても期待されているところです。そのため、社会人経験者を対象とした日本語教師養成研修など、多様なルートから日本語教師を目指せるよう配慮することが必要と考えられます。

最後に３ページ、「（５）日本語教師の資質・能力の証明」です。こちらでも大変重要な目的の一つです。専門家としての日本語教師の資質・能力の証明がなされることにより、日本語教師を必要とする機関や団体が日本語教師を雇用する際の判断基準が明確になるわけで、質の高い日本語教師を確保しやすくなるとともに、能力証明が容易に行われるようになることで、日本語教師自身のより良い職業選択につながりやすくなるといった効果も期待されます。

次に、２番目の日本語教師の資格制度の枠組みについてです。まず（１）資格制度とは、外国人等に日本語を教える日本語教師の資質・能力を確認し証明するための資格を定めて、日本語教師の質の向上及びその確保を図り、国内外の日本語教育を一層推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現あるいは諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与するということを目的とするものです。資格の名称ですが、「公認日本語教師」としてありますが、これは今後、意見募集や資格の在り方の議論を踏まえまして、変更の予定がございますので、仮称とお考えください。

次に、「（２）資格取得の要件」ですが、配布資料４「日本語教師の資格の仕組みイメージ（案）」に概要図を示しておりますので、併せて御覧ください。資格の要件としては三つございます。一つは、資格制度創設の目的である日本語教師の質を確保するという観点から、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教師として専門性を有する者を判定するため、平成３１年３月の国語分科会で報告された「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」に示された、日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を育成するために必ず実施すべき内容である、「必須の教育内容」に基づいた知識の有無を測定する試験の合格を要件とするということになっております。

２点目です。日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習の履修を必須要件とするということにしております。

３点目ですが、これからの時代、多様な国籍、ニーズ、あるいは背景を持つ外国人と向き合い、対応できる日本語教師には幅広く教養と問題解決能力を身に付けるということが必要であることから、学士以上の学位を有することを要件とすることが適当であるとしております。なお、年齢や国籍、母語は資格要件とはしないこととしております。

「（３）試験の実施及び登録の体制」につきましては、資格要件となる試験の実施に当たり、試験実施及び登録機関を定めて、全国の日本語教育の試験の実施に関する専門的な知見及び資格取得の要件を満たす者を選定する、専門的な知識を有する機関の選定等について検討していきたいと思っております。

「（４）資格の有効期限の設定」ですが、資質・能力の維持の観点から有効期限を設けることとし、その期限は１０年程度が適当であろうと考えています。

「（５）欠格事由」についても、教育関係の資格の一般的な欠格事由を参考に策定すべきであると考えております。

５ページを御覧ください。資格取得の３要件について、一つずつ記載しております。

まず一つ目の試験についてですが、「（１）受験資格」を設けることはいたしません。それから「（２）内容」としては、必須の教育内容に基づくものとします。今後、試験の内容や方法については、詳細に検討するという必要がございます。

二つ目の要件である「教育実習」です。教育実習実施機関及び指導時間でございますが、教育実習実施機関は、大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とし、これらの機関は、教育実習の一部を外部の日本語教育機関等と連携して実施することを可能とします。大学の日本語教員養成課程におきましては、1単位以上の教育実習を必ず履修し修了するということを求め、文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関においては、45単位時間以上を必ず履修し、成績評価を受け、修了を認定されることを要件といたします。時間数ですが、1単位時間は45分以上という最低基準を示すこととしております。

「(2) 教育実習の内容」についてですが、指導項目として、平成31年の報告に示された六つの項目を全て含めることとし、教育実習実施機関によって教育実習の内容や質に大きな差が生じないように配慮することとしております。

「(3) 指導方法」は、原則として対面による指導を行うこととし、メディアを利用した遠隔による教育実習については採用しないということとし、一方で将来的な実施に向けて検討が必要としております。

「(4) 教壇実習の指導時間及び対象」ですが、1単位時間45分、これ以上の指導を標準とし、日本語を母語としない者を対象とすることを要件としています。また、教育機関が定めたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業を経験することを要件とし、5名以上の学生に対する指導を標準として求めています。

次に三つ目の資格要件である学士のことです。二つ目の「○」にあるように、法務省が告示をもって定める日本語教育機関に在籍する留学生の大半が、大学等の高等教育機関に進学を希望する者であるということや、教育職として海外で活躍する上での国際標準といった観点からも、学士以上を求めることが適当であると考えております。

「6. 経過措置」についてですが、これは「日本語教育機関の告示基準」に定められた教員要件を現に満たす者に対する取扱いを定めるものですが、これに該当する方については、一定の移行期間を設けて公認日本語教師として登録を行えるようにすることが適当であるとしております。現在、教員要件を満たしている日本語教師の方々に混乱がないよう、有資格者として専門性が一層確保されるような形にしていきたいと考えております。

9ページを御覧ください。「7. 更新講習の要件」についてです。まず「(1) 目的」ですが、日本語教師の質を確保するという観点から、更新講習の受講を必須とすることとしています。公認日本語教師の資質・能力を維持するため、一定時間以上の更新講習の受講・修了というものを求めることといたしました。

「(2) 対象」ですが、更新を希望する公認日本語教師で10年間の有効期限を経過する前に更新講習を受講していただくというものです。

「(3) 内容」としては、「必須の教育内容」を踏まえた内容とし、必修選択やあるいは単位時間の配分等については、別途検討を行い、定めるということとしております。なお、更新講習は現職日本語教師研修の教育内容とは区別して考えることが適当であると考えております。

次に、10ページ「(4) 講習実施機関及び実施体制」についてです。これは日本語教師養成課程を実施する大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とし、通信やeラーニング・放送による受講が可能な仕組みを認めるということとしております。

「8. 日本語教師の資格の社会的な位置付けをどのようにすることが適当か」についても検討を行いました。公認日本語教師は、専門家としての日本語教師に求められる資質・能力を有することを広く証明するため、公的な資格とする必要があると考えております。また、国内外を問わず、多様な業界にわたって活躍が期待されておりまして、今後一層受入れが進むとされる外国人労働者が日本社会において力を発揮し、住

民と共に地域社会の担い手となっていくためには、日本語能力が重要な鍵になります。留学生施策においても日本語教育は大変重要となります。人を育て、社会を作る日本語教師には相当の資質・能力が求められることから、社会的に認知される公的な資格とすることが適当であるとしております。10 ページの下から二つ目にありますように、公認日本語教師を名称独占の国家資格として制度を設計するということが適当であろうと考えています。

ここまでが昨年度から継続審議を行ってまいりました検討項目について、現在までに検討がなされた部分です。今後更なる検討が必要な事項については、11 ページの「9. その他」に整理しております。

次の四つの事項の詳細につきましては、資格制度創設の目的である「①日本語教師の質の確保」、「②日本語教師の量の確保」、「③日本語教師の多様性の確保」、「④日本語教師の資質・能力の証明」を踏まえつつ、具体的な実施の在り方等の検討を行う必要があると考えております。

主に4点を挙げておりますが、(1)が試験について。(2)が更新講習について。(3)が試験免除等の措置について。(4)が指定試験実施機関・指定登録機関に求める役割についてです。特に「(3)試験免除等の措置について」は、試験の全部、又は一部の免除対象及び範囲について、試験の受験状況や合格率、日本語教師としての就職率などの進路の状況など、具体的なデータや実施等を踏まえつつ、検討を行うことが必要であるとしています。今年度、文化庁の日本語教育総合調査で、大学における日本語教師養成課程について調査を実施していることから、それらの結果等を踏まえて検討する必要があると考えております。また、試験免除等の措置につきましては、試験の免除は行わないこととするという考え方、あるいは試験の一部免除を検討するという考え方、試験の全部免除を検討するという三つの考え方があり、それらの意見を11ページから12ページに記載しております。

今後、「日本語教育能力の判定に関する報告(案)」につきましては、国語分科会で御審議いただくとともに、広く国民の御意見を聞いた上で日本語教育小委員会におきましても、丁寧にかつ前向きに検討を行ってまいりたいと思っております。

以上、日本語教育小委員会からの御報告でございます。

○沖森分科会長

ではただ今の御説明について御質問、御意見等がございましたらお願いします。

○津田日本語教育専門官

事務局からですが、配布資料に誤りがございましたので、訂正をお願いします。

配布資料3の5ページ、資格取得要件、試験の(2)の内容ですが、こちらは平成31年3月の国語分科会の報告に基づいた「必須の教育内容」のうち、38番の「対照言語学」の「対象」の「象」の字が間違っております。「照らす」の「照」に訂正ください。

また、49番「対人関係能力」ですが、「能力」が重複しておりましたので、こちらを一つ削除してください。申し訳ございません。以上です。

○村上委員

8ページに、「資格取得要件3：学士」とありますが、これは専門学校のようなものは含まないということでしょうか。

○石井副分科会長

基本的に学士で設定しておりますので、種別ではなく学士を持っているかどうかということです。

○村上委員

この学士以上というのは、何か明確な理由があるのでしょうか。

○石井副分科会長

先ほど一つ理由を申し上げましたが、そのほかには、海外でも日本語教師は専門職として大学において教育を修めた者であることが求められているということです。国内一般には、日本語ができる日本人であれば十分だろうということも言われたりもしてきましたので、ここできちんと基準は設けなければということで、学士が相当であろうという判断です。

○森山委員

母語が日本語でない学生で、日本語の研究を、あるいは学習をしている方でも、この資格等を全てマスター、クリアする場合には、公認日本語教師ということによろしいのでしょうか。

○石井副分科会長

はい、結構です。母語が日本語かそうでないかということよりも、その方の日本語能力が重要ですし、教育能力も含めて十分な力があれば、母語は問わないということです。

○石黒委員

配布資料4について、この「資格の登録要件」というのと、本文の方で取得要件と書いてあるのでしょうか、同じものだと思うのですが、それについて一つ一つ確認させていただきます。まず「【要件③】学士」というのは先ほど村上委員からも御質問がありました。私も日本語教育に携わる人間なので分かりますが、学士ということできちんと資格として社会的に認められるようにしようという、このスタンスはとても大事なことだと思います。

本来もっと専門性を高めるという意味では、むしろ修士を持っていたほうがよいかなと思う一方で、ただ現実問題として、その学士をお持ちでなくて今教壇に立っている先生でも、自己研さんを積んで優れた教育能力を発揮されている先生がいるというのも事実だと思います。また、右に「経過措置」とありますが、ある程度そういうことが考慮されているのかどうかというのが質問の1点目です。つまり現状、既に先生として活躍されている方で学士をお持ちでない方についての考慮というのを伺いたいというのが一つ目です。

二つ目ですが、「【要件②教育実習の履修】」という、これも本当に資格として認めていく場合に、いわゆる教科教育、例えば国語教育などの教員免許においても、この教育実習というのは非常に重要で、同じように日本語教師としてもやっぱり教壇に立てるというお墨付きをもらうためには、教育実習は重要だと思います。その中で教壇実習がありまして、実際に学生さん、学習者の前に立って教えるということだと思いますが、私自身も教育実習、教壇実習を長く担当していた経験があって、大事なことだと思います。ただ、1コマでは正直なかなか難しいところがあります。というのは、1回目は、教えて、本当に初めて教師の卵の先生たちはどきどきして、何が何だか分からないうちに終わってしまう。それで1回目は反省して、2回目はその反省を生かしてもう一回挑戦して、まだうまくいかなかったところを改善して3回目ぐらいから軌道に乗っていくというような、私の中ではそういう印象を持っています。ですが、多分、現実問題としてこれだけ、1コマ45分であっても確保するのが難しいケースもあるという

ことは想像できます。しかし、できるだけ教壇実習はある程度積んだ方がよいと思います。そのところをよく見ると、「1コマ（45分）以上」と書いてあります。最低1コマですが、その「以上」というところにその教壇実習というものの重要性が込められているのかどうかというのが、質問二つ目です。

それから三つ目ですが、「【要件①】日本語教育能力を判定する試験 合格」で、先ほど配布資料3の11ページと12ページのところで、様々なお立場の議論がなされているということがよく理解できました。なかなか難しい問題かと思いますが、ただこの図を見ると、もちろんその試験の免除を行わないとするという方のお考えのように、なかなか大学等によって一定の選考の内容を決めるのは難しいところがあります。試験は確かに必要かと思うのですが、配布資料4の図を見ると、この三つが同じような書き方で、資格の登録要件に入っていくような図になっています。真ん中の「文化庁届出受理日本語教師養成研修」や、一番左の「大学等の日本語教師養成課程」など、ここで勉強してきた方も多様な背景を有する日本語教育を目指す者という—もちろん多様な背景を有する方に入ってくださいことはすごく大事なことだと思いますが、勉強して研修を積んだ人と積んでいない人が同列の同じスタートラインに立って始めるように見えるというのも、それはそれでどうかなという気がします。その中で、恐らく一部免除などといった議論が出ているだろうと思いますが、私個人としては、免除という言い方がどうなのかと思うところがあります。むしろまず多様な背景を有する日本語教育を目指す者という、全く経験がない方は本当にその基礎的な素養もない可能性もあるので、御自身でその部分を補わなければいけない。その点では左二つの水色と薄い緑色のカテゴリーの方とは違うわけで、そういう意味では、基礎資格みたいなものの試験はやっぱり必要だろうと、同列ではないだろうと思います。

また、その中でも左の二つを見比べても、確かに主専攻というのは別格のような気がします。やはり相当、本当に本気で日本語教師になりたいと願って大学入学されてくる方でしょうから、試験を免除するというのは検討の余地があると思います。それでも副専攻などとは多少違うのかなということを考えると、本当にその基礎的な研修のような資格を持っているかどうかといったレベルの1段階と、それからより高度な知識を持っているという第2段階と、更により実践的で応用力のある、教師として教壇に立ったときの能力が発揮できるようなそういう知識や、技術を持っているということが図れるような第3段階の試験といった、現実的ではないかもしれませんが、そういうのはどうでしょうか。余り免除という言葉を使わないで、このようなそれぞれのお立場の方がうまくやってきたことが、この図の中に書き込めるような形で何か描ければいいかなと思います。以上、3点質問いたします。

○石井副分科会長

まず、公認日本語教師の趣旨としては、専門家としてきちんと認められ、社会的にもそれなりの処遇が受けられるような人たちを、日本語教育の中で育成しようということです。

日本語学校や大学などで、日本語教育を始めたばかりの方たちが必ずこの試験に合格していなければいけないということではありません。様々な日本語教育機関がありますから、この資格を持っていないと働いてはいけないということはありません。今の状況と同じように、試験に合格していないからといって働けなくなるということはありません。むしろ資格を持っている人たちに十分な社会的認知と処遇があるというところに主眼があります。この資格ができたらずちに試験を受けて合格していないと教師を辞めなければいけないということではないということはお確認いただきたいと思います。

それらのことを踏まえて考えますと、一定レベルを担保していくことは間違いない

こととして考えていただければいいと思いますし、全員がこの試験を受けなければいけないということでもありません。

もう一点、試験の免除については、日本語教育小委員会でも相当な議論を重ねております。まだ一つに意見がまとまっている状況ではありません。この後、意見募集をいたします。今のところ三つの案がそのままの形で進行しておりますが、意見等をよく勘案して、その後、どのような形にしていくか議論してまいります。

○石黒委員

石井副分科会長がおっしゃった、高度な資格であるというか、きちんと資格として認められて、いろいろな地方公共団体とかあるいは企業とかに認められていく、そしてまた、日本語学習者として学ぶ人もこういう先生、こういう資格を持った先生にだったらしっかり教われそうという、そういうものが通じて初めて、この日本語教師自身の誇りというか働くことの誇りにつながっていくと思います。それを言い忘れましたけれども、その趣旨の下に今お作りいただいているわけで、私も何か余計なことばかり申し上げたかもしれませんが、よく分かりました。ありがとうございました。

○川瀬委員

非常にレベルの高い試験なんだというのが、以前にお話を伺っていたときよりも実感として感じられました。やっぱり言葉を教えていくというのはそういう質的な担保、教える人へのリスペクトというものを、国として考えていくことはすごく大事だと思いました。そうやって考えますと、資格制度創設の目的で質の担保と、それから資質・能力の証明については、もう本当にこれが一番大きなものになっていくと思います。ただ、今挙げられています配布資料3の3番と4番、量の確保と多様性の確保というものは、これだけの厳しい試験になってくると、目的としては難しくなってくるのではないかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○石井副分科会長

まず日本語教育を実施している機関はかなり多様です。そういう中で単なる日常の会話ではなく、高度な文章の読み込みであるとか、専門的な領域で日本語を精緻に使わなければいけないところでも活躍したいという外国人をサポートでき、あるいは日本語学校などでもリーダー的指導者となるような日本語教師は是非必要なのです。

その一定レベルの日本語教師を作ると同時に、日本語教育の特色と言っていると思うのですが、対象や活動分野や目的が相当に多様で、和気あいあいと言葉をたくさん使うことで伸びていくことを主眼とした教室もあります。多様な方が参加して日本語教育を支えてくださっているという実態を排除することは一切ありません。そういう場に全体の見通しが付けられて、コースをきちんと策定できる方がいると、質の高い教育・支援ができていくと思います。

以上のように、現状の多様性を排除するわけではなく、むしろその多様であることが日本語教育の魅力であって、かつその上にしっかりとした知見に基づいた教育の内容と制度を確保していくための改革と考えております。

○鈴木委員

御説明ありがとうございました。御説明の中で、資格については、この日本語学校ということについて、必ずしもこの資格を持った方でなくてもという、その余地は残すという御説明があったと思います。この配布資料3の最初の1の(1)の2番目で、ばらつきということが課題であるところで押さえていらっしゃると思います。そのばらつき、資格を持った方が必ずしもいなくてもいいということと、このばらつきが

課題であるということについては、どのようにお伺いしたらいいのかなということ、議論された内容をお教えいただければと思うのですが。

○石井副分科会長

まず、現状の法務省告示という制度がございますので、いきなり全く新たなやり方にいきなり変更すると混乱を生じてしまいます。現状も踏まえつつ、一定程度の移行期間を設定し、その間に、ばらつきを解消すべく、日本語教師としての専門性を高めるなどしていただければいいと思います。現実として日本語学校などで新人を採用し雇用していく場合、多文化で多言語な環境に身を置きつつ、外国人に日本語を教えるという経験がある程度積まないと、本当の意味で十分な日本語教育を実践できるステージには行かないものです。そういう経験が積める環境があるのは日本語学校であるわけです。

つまり、日本語学校では、新任の日本語教師を採用して育てていくということを実践していらっしゃるところが多いと思います。実践によって日本語教師としての様々な力を伸ばしていった後、試験を受けていただき、資格を取得していただくということも十分できると思っています。就職するにはこの資格がなければならないということではありません。でもプロとして日本語教育に携わっていこうとする方には目指していただきたい資格であると考えております。

○鈴木委員

そうしますと、方向性としてはこういった資格を持った先生方をできるだけ多く、合格される方を、資格を持った方を増やしていったらいい、できるだけ学校にはそういう先生方を配置と言いますか雇用と言っているのか分かりませんが、教壇に立っていただく、そういう方向性であるという理解でよろしいでしょうか。

○石井副分科会長

はい。

○村上委員

資格取得の要件で、学士以上というところにこだわって恐縮なのですが、配布資料3の4ページのところで、二つ目の「○ これからの時代、多様な国籍、ニーズ、背景を持つ外国人と向き合い、対応できる日本語教師には幅広い教養と問題解決能力が必要であることから、学士以上の学位を有することを要件とすることが適当である」とありますが、今はどうなっているかはよく分かっていないのですが、司法試験は例えば中卒でも高卒でも受験できると、私が大学生の頃はそうになっていました。今でも予備試験を通れば同じだと思います。

それはその試験を受験して合格することで、そのある社会的な地位を与えられるということで、そういう高い専門性を持っているというように認定されるわけですが、この学士以上の学位と設けると、この多様な人材の確保、その量の確保という点から考えると、矛盾するのではないかなと思います。その学士以上の学位を持ってなくても幅広い教養と問題解決能力を持っている人はいるわけで、それは試験で問えるものではないかと思うのですが、そのところはいかがでしょうか。

○石井副分科会長

それが動かし難い差だというようなことでもありません。とはいえ、いろいろな考え方がありますが、制度を作るときどこかで線を引かなければいけないわけです。学歴にかかわらず、大変すばらしい能力を持っているというものは、現実にあ

ると思います。それを的確に測る試験とは一体どういうものであるかを考えていくと、これはなかなか難しい。現実的には、全ての可能性を排除しないで考えていくことは非常に難しいということが一つございます。

その上で、大学等の高等教育機関で学びたいという目的で日本に来ている学習者は非常に多くいます。そういう方たちに対して、一定程度のアカデミックなトレーニングを御自身で経験しているかどうかを指導する上で、大きいだろうと私たちは思っています。学士要件については、日本語教育小委員会でも様々検討いたしましたが、私たちとしては一旦、このような形で提言させていただいたところです。

○金田委員

私は日本語教育小委員会のメンバーですが、少し発言させていただきます。

先ほど石黒委員が、配布資料4のイメージ(案)が、多様な背景を有する方、そして文化庁届出受理の日本語教師養成研修を受けた方、そして大学の日本語教師養成課程、主専攻、副専攻を受けた方、修了された方、これが全部同じように一つのスタートラインに立っているように見えておっしゃって、そうしたことに疑問を呈してくださったのだと思いますが、そのお話を聞きながら、この度試験を免除する必要があるかどうか、日本語教育小委員会としては一つの回答には至らなかった理由が私としては、先ほど石黒委員の話を聞きながら非常に腑に落ちた感じがします。

今回、日本語教育小委員会では、資格創設に向けた審議を行っていますが、量的な確保、質的な向上の両方を狙っています。その日本語教師のところに非常に話題としては焦点が当たっていったのですが、日本語教師を養成していく複数の機関それぞれの役割等が、十分には検討されてこなかったのではないかと考えております。

それは三つの最後の免除のところに意見の中にも多少見え隠れはしていますが、日本語教育小委員会の中でもう少し、例えば大学はどのようにどういう内容を持って日本語教師の育成を検討していったらいいのか、あるいは文化庁の届出受理の日本語教師養成研修がどういった位置付けと捉えればいいのか、どうあるべきなのか、というようなことを検討していかないといけなかったと反省しております。

そしてもう一つ、少し先の話にはなっていますが、この公認日本語教師一仮の名称ですが、更新期間を10年として更新講習を義務付けるということが報告の中にもあります。この更新講習に関してはまだ10年先のことなので、審議の内容には十分には含まれてはいませんでした。ただ、その更新講習は、それを義務付けられるということで、それが成功裏に履修が終わったというようなことを認定されるものでは恐らくないということで議論が進んでおります。

その更新講習を提供する場が当然必要になっていきます。その提供する場が果たして、文化庁届出受理の養成研修を行うところなのか、あるいは大学、大学院等なのか、この辺りこれから先の議論が必要になっていくと思います。そのときに議論されることと今回のその公認日本語教師の認定要件とが、食い違いのないようにしていく必要があるだろうと思っています。

つまり、今の考え方ですと、資格の登録要件である試験を合格する—これは実は今の考えでは、学士がある人であるならば、あるいは学士を取ろうとしている人であるならば誰でも受けられるような試験になってはいます。そしてその先の更新講習というのは決まった機関で当然提供されるものになっていくわけです。そこに食い違いが生じないようにしていく必要があるかと思っています。つまり、その更新講習を提供する場そのものが、果たして更新講習を提供するに足る組織機関であるかということを判定していかなくてはいけないと思います。そのことと今回の公認日本語教師の資格登録要件とが食い違わないようにする必要があるということです。

そして今回、その量的、質的な確保が重点に当たっていたわけですが、日本語教育、そして日本語教師の育成に関わる人材は非常に豊かである必要があります。つまり、教師を育てる人というのは一体どういう人が相当なのかということです。そのことは今回の審議の内容ではなかったのだから必要なかったかもしれませんが、将来 10 年先、20 年先の日本語教師の育成、そのときのその日本語教育の業界の中でどういった人が現場で働き、その現場で働く人を誰がどのように育成していくのかということ。そして研究の側面も非常に重要です。研究者を確実に育てていくということも大事です。そういったことも全部含めた中で日本語教師の資格創設であるということ念頭に置きながら、この先また議論ができたなら、今日改めて思いました。

○村田委員

私も日本語教育小委員会で資格試験の免除の議論を聞いておまして、やはりよく分からなかったのが、石黒委員が御指摘になった、この薄い青、緑、黄色、それぞれスタートラインが違うのではないかと。そこが分からなかったということが分かりました。日本語教育が御専門の委員の皆さんは肌感覚で分かっていることだろうと思うのですが、一般の人にとってみて、大学の主専攻で日本語教育を専門に勉強された方が身に付けた資質が何かということと、今回作ろうとしている制度に求められていること、試験で求められていること、それぞれの関係がなかなか一般の人には分かりにくいのではないかと思います。その辺りのこと分からないことが、議論を難しくしている要因だと感じました。

そこをはっきり、できればこのポンチ絵をもう少し詳しくしていただければ分かりやすいかと思います。意見募集に出すときは、その辺りをもう少し見えるようにしていただいた方が、建設的な意見も出やすいのではないかと思います。

試験の免除は、将来的な方向性としてはあってもいいことだとは思いますが、まずはこの資格をきちんと作って、それが信頼に足るものであると、制度そのものについて世間からの信頼を勝ち得ることが優先事項で、そのためには、一旦この制度を導入してどういう結果が出るかを見た上で更なる検討をしていけばいいのではないかと感じた次第です。

○沖森分科会長

ほかにございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

日本語教育小委員会からの中間報告は以上で終了とさせていただきます。

それでは、続きまして国語課題小委員会の審議状況について、主査である私から御説明申し上げます。

国語課題小委員会では、平成 25 年 2 月に第 12 期の国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」で挙げられました、「「公用文作成の要領」の見直しについて」を昨年より取り上げまして、公用文作成の在り方に関する検討を行っております。この審議状況につきましては、配布資料 5 を用意いたしました。御覧いただきたいと思います。

それと共に、昨年 5 月 30 日に衆議院文部科学委員会において、そして 6 月 12 日に参議院文教科学委員会において、政府に対して「^が碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うよう求める決議がなされたことをきっかけといたしまして、「障害」の表記に関しても国語課題小委員会として議論を続けております。こちらにつきましては配布資料 6 を用意しております。

ではまず、公用文作成の在り方についてから御報告申し上げます。公用文作成の要領は昭和 26 年に当時の国語審議会が内閣総理大臣と文部大臣に宛てて建議したもので

す。翌昭和 27 年には、内閣官房長官依命通知の別冊として国の各省庁に通知され、公用文作成の大本となる考え方を示すものとして長らく参照されてまいりました。このように 60 年以上もたちますと、公用文作成の要領のうちには現状と大きく食い違ふところも見受けられるようになってまいりました。この見直しについては、平成 22 年に行われた常用漢字表の改定後に取り組むべき課題の一つであろうというのが国語分科会の認識でありました。現在行っている検討はそういった国語分科会の問題意識に基づくものであって、諮問を受けたものではありません。しかしながら、これを踏まえた上で国語課題小委員会ではこれからの時代に向けて改定をも視野に入れた検討を加えているところであります。

では、配布資料 5 の 1 ページから 2 ページに掛けて御覧ください。ここではこの報告の中で特に強調しておきたいと考えている事項をまとめてあります。

まず、一つ目の大きな観点としましては、公用文そのものが、また公用文に求められているものが変化してきたことについてです。公用文作成の要領が定められた頃には、インターネットを通じて国の機関から国民一人一人に情報を投げ掛けるといったような状況は、当然のことながら全く想定されておりませんでした。公用文が変化してきたという観点から提案したいことの一つは、公用文についての定義と分類を考えるとということです。と言いますのも、現在のところ、公用文という用語の指し示す範囲が必ずしも定かではありません。近年においては、告示や通知などの典型的な公用文だけではなく、広報誌やウェブサイトの記事など、日々国民に対して直接示されております。SNS も広く用いられております。こういったものは公用文策定の時点で想定されていた公用文の範囲を超えているとも考えられます。今後は公用文と呼ばれるものの範囲を整理して、文書の目的や性格、想定される読み手などによって分類して捉えていくこと、また、分類に応じた文書作成の考え方を示していくことが望ましいと思われまふ。

また、このことと関連いたしまして、国民に直接向けた文書ではその表記を易しく分かりやすくするというのを、これまでよりも積極的に申し上げていくべきであろうという点も提案したいと考えております。公用文では法令と同じ表記を用いることが原則となっております。例えば、「もしくは」という語についてですが、これを「若い」という漢字を使って「若しくは」と書いたり、「やといぬし」という複合語を書くときに、送り仮名を真ん中に使わないで漢字 2 字だけで、「雇主」と書いて「やといぬし」と読ませるように書いたりするというのが原則であります。

現段階では告示や通知などを法令に近い働きをする公用文については、これまでどおり法令と一体化した表記を用いるべきであろうと思われまふ。ただし、現状においても各府省庁による白書や広報などでは、国民により分かりやすく伝えるという観点から既に法令とは異なる表記が行われている場合があります。

そこで、文書の性格や対象とする読み手によっては、常用漢字表にある漢字であっても、平仮名で書いたり読み仮名を付けたりすること、また、複合語の送り仮名に学校等で習うのと同じ、「送り仮名の付け方」の本則を使うことなどを積極的に提案してはどうかと考えております。

また、現行の公用文作成の要領では用字や用語については詳しいものの、伝わりやすい文や文章を書くための考え方については、それほどページを割いておりません。公用文の実態に合わせて読み手に伝わる文や文章を書くために参考となるような情報を示すということが望ましいということも検討されております。ここまでは公用文それ自体の変化への対応ということをまずはお話しいたしました。

次に、二つ目の大きな観点として、社会の多様化とそれに伴う日本語の変化に対応するということを挙げておきたいと思ひます。例えば、日本語を母語としない人たちも既に大勢国内で生活していらっしやいますし、これからもっと増えていくことは明

らからであります。そうした方々に向けた日本語による公用文の作成の在り方については、これまで十分に検討されてきておりません。また、情報化や国際化の進展などに伴って、公用文の中でも専門用語や外来語が用いられることが多くなっております。これらの扱いについても考え方を示す必要があると考えております。もちろん、それぞれの案件ごとに各府省庁において、これまでも工夫して取り組んできたことであるとは思いますが、今後は基本的な考え方を各府省庁間で共有しておくことが望まれます。

さらに、社会で用いられている日本語の実態と合わせるということも考える必要があります。それを象徴するものの一つに、少し細かい表記の話になりますが、横書きにおける読点の問題があります。公用文作成の要領では、「、（コンマ）」を用いることとされておりますが、実際の社会生活では「、（テン）」、読点の方が多く用いられる傾向があります。これは各府省庁の現行の文章においても同様であります。そこで今後、公用文での横書きの読点についても、原則としては「、（テン）」を用いるということを国語分科会として提案してはどうかと考えております。ただし、これまでの経緯から必要に応じて「、（コンマ）」を用いることができるという補足も残すべきであろうということにはなっております。

こういった内容を骨子のうちに主なものとして報告案を検討しております。報告案はまだこれから詰めていく必要のあるものですが、配布資料の3ページから示しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして配布資料6を御覧ください。こちらは「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について、国語課題小委員会で行われている検討の状況をまとめたものです。また、配布資料6とは別に参考資料5として、昨年11月22日にこの国語分科会にお諮りし、全会一致でお認めいただいた「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」がございます。これは、平成22年に文化審議会答申として取りまとめた改定常用漢字表に示されていた常用漢字表の基本的な性格を改めて確認していただいたものです。

現行の常用漢字表は漢字使用の目安であり、表に挙げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものではなく、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものであります。現在、「ショウガイ者」の「ショウガイ」は、法令や国の公用文では、常用漢字表に従って、「害」を使った「障害」と表記することとなっております。しかし、地方公共団体や民間の組織において、表にない「碍」を用いて表記すること等を妨げるものではなく、それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能であります。このことを昨年11月に確認していただきました。

その後も国語課題小委員会では国語施策という観点からこの課題について検討してまいりました。配布資料6を御覧ください。1ページ目には現在の検討状況を簡単にまとめてあります。また、2ページ以降はこれまでの国語課題小委員会において各委員から頂いた意見を分類し整理したものです。

これまで国語課題小委員会では10回にわたってこの点を取り上げて検討してまいりました。繰り返し議論を重ねてきましたが、平成22年の常用漢字表改定の際に、国語施策の観点から行われた検討内容が綿密なものであったということを当時の会議資料等を通して改めて確認いたしました。ただし、当時の議論をなぞって終わるというのではなく、この課題について何らかの新しい考え方が見いだせないかという思いも強く持ちました。そこで、今検討を進めている段階においてどのようなことが論点になっているかを少し御紹介したいと思います。

障害の表記につきましては、平成24年12月の新障害者基本計画に関する障害者施策委員会の意見の中で、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討するとされております。現時点においてもまた、今後とも障害者施策において検討が行われ、そこで障害の表記として「碍」を使うといったことになれば、国語分科会としてもそうし

た意向に沿う方向で検討することになります。

一方、今後国語の観点から検討を続けていくに当たっては、「障害」と「障碍」の使い分けが混乱なく行えるのかどうか。また、現在広く行われている交ぜ書き表記―「障」を漢字で書き「がい」を平仮名で書くといった表記であります。また、語としての「障碍（しょうげ）」―「碍」を使ったときのもう一つの読み方の「障碍（しょうげ）」、この語の意味をどのように考えていくかについても十分に留意する必要があると考えております。

そういった観点などから、「害」でも「碍」でも難しいということであれば、新たな言葉へ言い換えということも視野に入れて検討することも考えられるのではないかと。といったことも話題になっております。これは必ずしも具体的な言葉を考えるというのではなく、国語的な観点から言い換えの手法を提案することなども含めて検討できるのかもしれないといったことであります。

このように、今回の審議の中で再三話題になってきたのは、この問題は文字の問題というよりも語、用語の問題であろうということでありました。そこで、単漢字の扱いを中心に考えてきた漢字表の在り方を、用語の観点から整備するといったことが国語施策における新たな検討課題になり得るかといったことも話題になっており、今後の中長期的な対応として検討してはどうかといった意見も出ております。できれば今期のうちに「碍」の追加の可否をめぐる常用漢字表に関する課題についても一定の結論を出したいと考えております。引き続き、慎重かつ前向きに検討を進めてまいり所存であります。

以上、国語課題小委員会からの審議状況の報告といたします。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○野田委員

公用文作成の要領の見直しの件ですが、これからの検討あるいは改定のスケジュールはどういう予定なのか伺いたいと思います。今まで70年近く見直しが行われてこなかったということですよね。それで、この御報告拝見させていただくと確かにそうだなと、昔というか現在の公用文作成の要領は、本当に古いというか現状に合わないと思うところがたくさんあるなというのを改めて思いました。

ですから、なるべく早く改定した方がいいのではないかなと思いましたが、どのようなスケジュールかなと。日本語教師の資格は今までなかったもので、早くしたいという意向が皆さん強いと思うのですが、70年も変わってないのだったら、まあ5年遅れようがという気分になりやすいので、できるだけ早い方がよいと思ひまして、どのようなスケジュールかということ、お考えがありましたらお願いします。

○沖森分科会長

先ほど申し上げましたように、諮問があつて答申するという形ではなくて、国語課題小委員会、そして国語分科会から、こういうような考え方もあるのではないかと。いう形で報告を申し上げるということでもあります。現行の公用文作成の要領につきましては、法令の表記が一つございます。これも含めて、各府省庁でこれまで行われていたそれぞれの慣例なども考慮いたしますと、それら全てにわたる新たなルールというものを今すぐ作れるという状況ではないということでもあります。

ですので、公用文作成の要領、古いものではありますけれども、昭和26年のものはそれはそのまま取りあえず置いておいて、しかしながら、こういった部分については、新しいこういう考え方を導入してはどうかということを積極的に提案したいということでもあります。今期末3月に報告を出すわけですが、それが一体どういった効力

を持ち得るのか。それによつては今後、その作成の要領そのものの見直しということにつながるのではないかと考えております。

○沖森分科会長

ほかに質問、御意見等ございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、報告は以上で終了とさせていただきます。

次に、公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○高橋国語課長

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について、事務局より御説明、御報告いたします。参考資料7を御覧ください。

平成12年の国語審議会の答申において「姓一名」の順とすることが望ましいという内容の答申を頂いております。当時の文化庁では、この答申の趣旨に沿って対応をお願いする、配慮をお願いする通知を国の行政機関を含め広く発出をしましたが、答申から20年近くが経過しています。現時点においてもこの答申の趣旨が必ずしも社会的には十分に共有されていないのではないかと考えられるところです。こういった観点から政府として、公用文等における日本人の姓名のローマ表記について方向をきちんと出していこうということで検討を重ね、参考資料7のような形で関係府省庁申合せが10月25日にまとまりました。その御報告です。

きっかけとしては、9月6日の閣僚懇談会におきまして、当時の柴山文部科学大臣から公文書等における日本人の姓名のローマ表記について、原則として姓一名の順で表記されるよう取扱いを定めていただきたくお願い申し上げますということで、閣僚懇談会一閣議の前後に開かれる会なのですが、その場でお願いを申し上げ、それで政府として検討していくということになりました。

参考資料7の2枚目にありますが、関係府省庁の連絡会議をこの閣僚懇を踏まえて作りまして、ここで国の行政機関の中での取決めと言いますか、申合せを参考資料7のとおりに策定をしたというものです。

簡単に御紹介申し上げますと、参考資料7の「記」の「1 各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えのない限り「姓一名」の順を用いることとする。」

「2」でその範囲として、（1）から（7）を挙げ、この中についてはそういった形でお願いをしたい、ただ、国際的な慣行など特段の慣行がある場合にはこれによらなくてもいいとしております。

「3」で具体的に姓名の表記をするときの表記の仕方などについて定めております。

裏に参りまして、「4」では、関係する機関などについて配慮を要請するということにしているというものです。

「5」で、この内容につきましては来年、令和2年1月1日から実施するということとしております。ただ、対応可能なものについては、実施日の前から実施をしていただければということを示しています。

このような形で、平成12年のときに頂戴をした審議会の答申の内容を実現するための取組を進めてきたところです。以上です。

○沖森分科会長

ありがとうございます。ただ今の御報告について何か質問等ございましたらお願いいたします。（→ 挙手なし。）

これで第72回、今期2回目の文化審議会国語分科会を終了いたします。御出席あり

ありがとうございました。